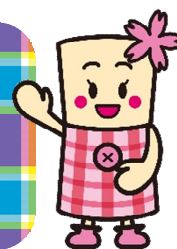




# 就学援助についてのお知らせ



西脇市教育委員会

西脇市では、小中学校に通うお子さんが、より良い学校生活が送れるよう、学用品・などに係る費用の一部を、御家庭の実情に応じて援助しています。この制度のあらまは、次のとおりです。援助を希望される方は、下記により受付期間内に申請してください。

## 1 援助を受けることができる方

- (1) 世帯の令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の総所得額の合計が、次の基準額以下の世帯の方 （単位：円）

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	1人増すごとに
基準額 (総所得額の合計)	1,860,000	2,448,300	2,967,000	3,290,000	481,300増

※ 所得のある方が2人以上の場合は、総所得額を合算した額が基準額となります。

※ 令和7年中の所得の申告を済まされていることが条件です。

申告をされていない方については、審査ができないため、申請していただくことができません。

- (2) 生活保護受給中の方

申請は不要で、修学旅行費及びオンライン学習通信費の援助があります。

- (3) 児童扶養手当の支給を受けている方

- (4) その他特別の理由がある方

(1)～(3)には該当しないが、生計維持者の失業等や保護者が死亡された場合など、家庭の状況が変わられた方は、教育総務課、学校長又は地区の民生委員・児童委員さんにご相談ください。

※ 認定後、申請内容に異動が生じた場合は、速やかに教育総務課へ届けてください。

## 2 援助の内容

(○印は援助を受けられるもの)

学校・学年別		小学校						中学校			生活保護受給中の方			
											小学校		中学校	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1~5年	6年	1~2年	3年
援助の種類	学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	通学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	新入学学用品費等	○						○						
	修学旅行費						○			○		○		○
	卒業アルバム費						○			○				
	学校給食費	※	※	※	※	※	※	○	○	○				
オンライン学習通信費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ※ 新入学学用品費等は、体操服等を購入する費用の一部です。4月認定の1年生の児童生徒に支給します。入学前に支給された方については、支給の対象となりません。
- ※ 市内小学校の学校給食費は、令和8年4月1日より無償となりましたので、無償化になっていない小学校に通われている方のみ対象となります。中学校に関しては、市内外にかかわらず、支援の対象となります。
- ※ オンライン学習通信費は、世帯に対しての支援となりますので、対象となる児童・生徒が複数名いらっしゃる世帯については、1世帯につき1回分の支援（年間3回に分けて支給）となります。

## 3 申請の時期・方法

- (1) 受付期間 令和8年6月1日（月）～6月17日（水）

※ 受付期間内であれば、認定日は令和8年4月1日となり、4月分から遡って支給します。

- (2) 受付場所 各小中学校又は教育総務課 ※ 郵送でも可

- (3) 提出書類

① **西脇市就学援助認定申請書兼誓約書**

様式は、市内小中学校、教育総務課及び市ホームページにあります。

② **証明書等**

- ・課税非課税証明書（令和8年1月1日に西脇市に住民登録のない方）
- ・児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の支給を受けている方）
- ・その他特別の理由を証明する書類等

※ 窓口で記入される場合は、振込口座の確認ができるもの（預金通帳等）をお持ちください。

- (4) 7月1日以降に申請されますと、援助金は申請月の翌月以降の月割りとなり、新入学学用品費、実施済みの修学旅行費や校外活動費等は支給対象となりません。

市ホームページQR



## 4 問合せ

西脇市教育管理部教育総務課（市役所4階 ☎22-3111 内線4021）

〒677-8511 西脇市下戸田 128番地の1